

事業報告書				
医療法人整理番号		30083		
報告期間	自	令和7年5月1日		
	至	令和8年4月30日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人古田医院		
		分類①	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	和歌山県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	日高郡日高町	
		町名・番地	荊木560	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成1年3月8日	
	(4) 設立登記年月日		平成1年3月14日	
	(5) 理事長の氏名	姓	古田	
		名	浩樹	
		役員及び評議員の人数	7	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
	(2) 附帯業務	記載はこちら		
	(3) 収益業務	記載はこちら		
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
	(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	古田	浩樹	古田医院管理者
理事	古田	浩太郎	
理事	古田	陽子	
理事	古田	典子	
理事	古田	晴也	
理事	古田	亘	
監事	山岡	俊明	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	古田医院		3012110171	和歌山県日高郡日高町荊木560番地							

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月28日	令和 6 年度決算及び役員の決定
令和8年4月20日	令和 8 年度予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人古田医院
所在地 和歌山県日高郡日高町荊木560番地

※医療法人整理番号 30083

貸借対照表
令和8年4月30日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	29,071	I 流動負債	8,363
II 固定資産	14,401	II 固定負債	968
1 有形固定資産	13,016	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	1,109	負債合計	9,331
3 その他の資産	276	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	10,000
		II 積立金	24,141
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	34,141
資産合計	43,472	負債・純資産合計	43,472

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人古田医院
所在地 和歌山県日高郡日高町荊木560番地

医療法人整理番号	30083
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		76,747
	2 事業費用		81,515
	本来業務事業損失		4,768
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	附帯業務事業利益		0
	事業損失		4,768
II	事業外収益		414
III	事業外費用		0
	経常損失		4,354
IV	特別利益		0
V	特別損失		0
	税引前当期純損失		4,354
	法人税等		71
	当期純損失		4,425

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 古田医院
所在地 和歌山県日高郡日高町荊木 5 6 0 番地

※医療法人整理番号 3 0 0 8 3

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	43, 472 千円
2. 負 債 額	9, 331 千円
3. 純 資 産 額	34, 141 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	29, 071
B 固 定 資 産	14, 401
C 資 産 合 計 (A + B)	43, 472
D 負 債 合 計	9, 331
E 純 資 産 (C - D)	34, 141

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人 古田医院
所在地 日高郡日高町荊木 5 6 0 番地

医療法人番号	30083
--------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

1 以下の2に掲げる取引を行う者

- (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (5) (3) の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

2 当該医療法人と行う取引

- (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
- (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

記載例

様式 5

法人名
所在地

医療法人番号

・種類の欄には、以下の表中「1 以下の2に掲げる取引を行う者(1)～(5)」の中から該当する番号及び項目を記入
・近親者である場合には続柄も記入

直近の会計期末
における資産総
額を記入

関係事業者との取引の状況に関する報告書

以下の表中「2 当該医療法人と行う取引」
(1)～(6)の中から該当する番号を記入

(1) 法人である関係事業者

種類		名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
(2)	当該医療法人の 役員又はその近 親者(配偶者)	株式会社A	東京都〇〇区・	500,000	医薬品卸業	医薬品の購入	(1) 医薬品の 購入	13,800	買掛金	1,150

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

株式会社Aからの医薬品の購入に関する取引価格は、市場実勢を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとなっております。

(2) 個人である関係事業者

種類		氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
(1)	当該医療法人の 役員又はその近親者	△△ △△	当法人の理事長	不動産の賃借	(1)	賃料の 支払い	18,000	前払費用	1,500

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

月額家賃は1,500千円、当月分を前月末に振込にて支払、家賃の設定は周辺取引事例を参考に決定いたしました。

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

1 以下の2に掲げる取引を行う者

- (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (5) (3) の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

種類の欄に、(1)～(5)の中から該当する項目を記入

2 当該医療法人と行う取引

- (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
- (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

取引の内容の欄に、(1)～(6)の中から該当する項目を記入

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 古田医院

理事長 古田 浩樹 殿

私は、医療法人 古田医院の令和 7 会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 29 日

医療法人 古田医院

監事 山岡 俊明